

関西労災職業病 5月号

(通巻第196号)

関西労働者安全センター 1991.5.10 発行 100円

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

TEL. 06-538-0148

郵便振替口座 大阪6-315742

FAX. 06-541-2712

大阪労働金庫梅田支店 普通1340284



◆目次◆

●労災相談トレーニング講座開く	1
●第17期針灸学習会はじまる	3
●出稼ぎ健診訪問報告 横井照彦(紀和病院)	4
●【インタビュー】外国人とともに生きる日本社会を—アジアンフレンド	5
●フィリピン人女性研修生の労働組合結成②	7
●リレートーク職場復帰① 今度こそ働けるように	9
●前線から(ニュース)	11
●胸部レントゲン撮影を考える(続・その7)	15
●労災補償もしもし相談⑬	17

「労災相談解決能力を高めよう」つ

労働組合労働相談担当者のための

労災相談トレーニング講座開く

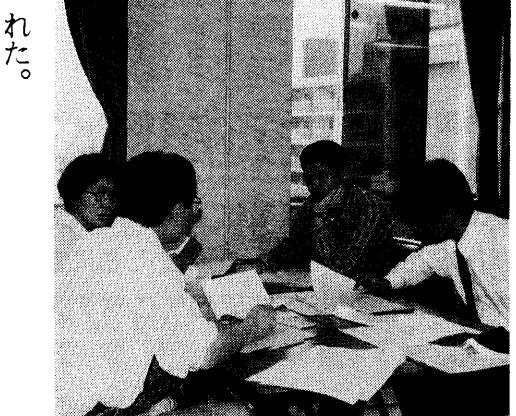
はすむ解決策討論

四月十三日に大阪市中央区の青少年会館で、「労災相談トレーニング講座」を開催した。この講座の目的は、未組織労働者の労働相談を受ける地域ユニオンなどの労働組合担当者を対象にしたもので、労災相談に対する解決能力を高めようというもので、内容もケーススタディのグループ討論を中心とした新たな方法によるものだった。初めての試みであり、時期的にも統一地方選の狭間でもあったため、十五人の参加にとどまったが、受講者の評判は概ね好評であった。

講座のスケジュールは、まず労働

相談風景から始まる。受講者の中から相談を受ける担当者を選び、その担当者が主催者扮する労働者の相談を受ける。相談内容はこんな具合。

〔相談事例1〕派遣会社に雇用され、家電メーカーの配達会社に派遣されているが、業務中に腰をひねって傷めた。一週間ほど我慢し



ていたがひどくなってきたため医者にかかりた。「労災にしてくれ」と会社に言つても「現認がないからダメ」と言われ、医者にも「病名から見ても労災はむずかしいし、会社の証明もないからダメ」と言われて困っている。その後、会社に給料をもらいたいにいったら、「働けないならやめてもらう」と言わ

他の受講者は、前で行われるこうした内容の労災相談を聞きながら、あらかじめ配付された相談受付表に、必要なメモを取る。相談受付が終わると、この事例に關係すると思われる労基法や労災保険法上の行政解釈に関する通達などのデータを紹介し、資料を配付する。そして次に、編成

労災相談解決策の検討 はすむグループ討論

されている三、四人の班に分かれて

解決策の検討に入る。この事例では

約四〇分の討論時間で結果をまとめ

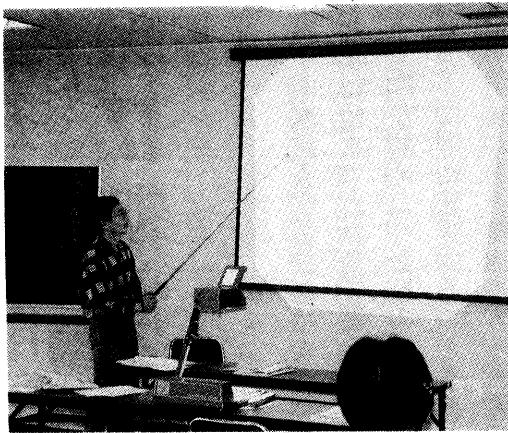
てもらい、それをオーバーヘッドブ

ロジェクターを利用して班ごとに発

表してもらつた。

それぞれの経験を持つている労働組合活動家を中心とし、どの班も話がはずむ。結果発表も討論まとめの苦勞のにじむもののが多かった。

その後、主催者が具体的な対策例などを報告し、全体討論も行つた。



労災休業補償請求書を 実際に書いてみる

午後からさらにもう一例。

〔事例2〕二次下請けの労働者がビル解体作業現場で作業中に釘を踏み抜き、我慢していたものの帰つてから足がしこり痛みだした。翌日から仕事を休んだが、よくならず三日後に病院に受診。当然労災と思い、親方に言つたところ「今頃どうにもならん」と言われ、

一次下請けの会社に言つたが「親方になんとかしてもらえ」と言われどもならない。また昔炭鉱で働いていたが、最近咳と痰がひどく息苦しい。以前医師にじん肺だと言われたこともある。

この事例では、労災補償を受けるためにどうするかということ、また受けた給与も示して、一体いつからいつまでどれだけの補償を受

けられるのかという討論をもらつた。さらに、休業補償請求書を実際に書く経験もしてもらうことにした。

労災相談を受けることはあっても案外休業補償請求書を労働組合担当者が自分で書くことはないもので、この作成はけっこう時間がかかることになった。結局予定を二〇分オーバーして結果発表。「休業補償請求書なんか労基署にさしたらええがな」という『正論』もあつたが、自分で作つてみると結構簡単である。

初めての試みが成功するか、失敗するか、主催者は不安であった。しかし終わってみて残ったのは、ここをこうすればもっと効果的だったという反省点の数々である。そのことは受講者からも指摘された。さらに工夫された未組織労働者の権利救済につながる第二回講座を開きたいものである。

針灸の習得を通じて 労働者の健康を見つめ直そう

第17期針灸学習会始まる

ただいま参加者募集中

第17期針灸学習会が始まった。

七四年に始まつた針灸学習会も今年で十七期を迎えた。針灸の基本的な打ち方を実際に習得することを通じて、労働者の命と健康を守る意義を確認するという、ユニークな活動として、取り組まれてきている。

例年、全港湾、金属機械港合同、自治労などの労働組合から参加していただいているが、今年もこれらの労組はじめ日本海底電線労組などからも参加していただいている。今年は、針灸を実演のビデオを作成して、学習会の始まる前に上映するといった工夫

をこらしている。すでに二回を終えたが、今からでも参加を受け付けていますので、針灸に関心にある方はぜひとも参加をお願いしたい。



日程と学習内容

回数	月 日	6:30～～ 8:30	
1	5/ 9	開講式・ビデオ上映・諸報告・針灸の説明	
2	5/16	労働災害の予防 安全センター	針の概要、注意事項
3	5/23	職場紹介	穴位(足)の説明
4	5/30	参加者、実行委員の自己紹介	実技(足)の説明
5	6/ 6	労働災害の補償 安全センター	穴位(手)の説明
6	6/13	「港湾の安全衛生運動」 全港湾大阪支部安全衛生委員会	実技(手)の説明
7	6/20	「歯の話」松浦診療所歯科	手、足のまとめ
8	6/27	応急措置の仕方 松浦診療所	灸、隔物灸の紹介、実技
9	7/ 4	職場紹介	穴位(腰)の説明
10	7/11	労働災害の補償 安全センター	実技(腰)の説明
11	7/18	職場紹介	実技(腰)のまとめ
12	7/25	松浦診療所健診部報告	穴位(肩)の説明
13	8/ 1	職場紹介	実技(肩)の説明
14	8/22	「栄養の話し」松浦診療所健診部	実技(肩)のまとめ
15	8/29	職場紹介	実技(腰、肩)のまとめ
16	9/ 5	全般のまとめ・修了式	

必要な出稼労働者の継続的健康管理

紀和病院医師 横井照彦

昨冬、今冬と計三回、私自身の郷里でもある秋田から、冬期間兵庫県内へ出稼に来られている方々の宿舎へ、関西労働者安全センターの方と一緒に健診を兼ねて訪問する機会を得たので、簡単に報告してみます。

A組の宿舎はプレハブ共同方式で数人ずつグループで生活しています。食事は、夫婦で来られている方の奥さんがまかなっています。B工業の方が一名、他に高血圧気味の人がある方が一名、他に高血圧異常(たぶんアルコール性)二名、高血圧症四名、慢性心房細動二名と、いろいろです。

建設業A組には、県南部の〇町から十七名前後の人々が毎年、三〇才代の人が二名の他は、全て五〇才代、六〇才代の男性です、降圧剤内服中の方が一名、他に高血圧気味の人がある五名、肝機能異常(たぶんアルコール性)二名、高血圧症四名、慢性心房細動二名と、いろいろです。

製造業のB工業には、県南の隣接するT町、K町から六名の方々。五〇才代の人が一名の他は二十九才、四四才と比較的若い。高血圧などの内服は郷里から届けてもらう、

いわゆる無診投薬の状況です。風邪などの急病には近所の医療機関で間に合わせているようです。

今後ますます、出稼ぎ元と出稼ぎ先との継続的な健康対策がとりわけ成人病などの慢性疾患有病者の増加とともに強化される必要があります。こうした疾病は、習慣病とも別称されるように、日常生活上の食生活、住環境に対する十分な配慮、予防医学的知識の活用が望されます。また、作業環境、労働条件の向上も、労災・職業病・過労死の防止上、必要な条件であり、この方面での出稼ぎ者の運動が今後とも促進されるよう、私達としても協力できる点を摸索していきたいと思います。一九六五年第一回全国出稼ぎ者総決起集会でのスローガン「労賃・労働条件の向上」、「地域産業の振興」は古くて新しい課題であり、出稼ぎしなくとも生活できる将来の展望がぜひとも必要だと考えています。

インタビュー――

外国人とともに生きる日本社会を

相談活動から見えてきたもの

―― アジアンフレンド 吉田さんに聞く

『関西労災職業病』一九二二号の丹羽雅雄弁護士のインタビューに続き、アジアンフレンドの吉田さんにインタビューをお願いした。アジアンフレンドは外国人からの電話相談活動を行っており、フィリピン研修生問題でも積極的に活動してこられた団体です。

―― アジアンフレンドが結成されたのはいつですか？

【ア】八八年六月です。その年に三重で出稼ぎのタイ人、千葉でフィリピ

ことを知つてショックをうけ、働きかけをはじめたのもきっかけのひとつです。

―― 設立の趣旨は？

【ア】合法、非合法を問わず、差別・人権侵害にさらされている外国人に絡を取ろうとしたのが直接のきっかけです。また八七年にフィリピン人のロアさんが、精神的に追い詰められて、親しくしていた下宿のおばさ

―― 活動内容を教えてください。

【ア】マスコミを通じての宣伝活動、政府への働きかけ、相談活動が中心です。相談は、電話、教会、知り合

いの外国人、公的団体からのルートから寄せられます。

電話相談は原則として土曜日を除く毎日夕方七時から九時まで受け付けています。月曜は中国語・朝鮮語、火曜と水曜はタイ語、木曜は中国語か英語、金曜は朝鮮語・英語、日曜は朝鮮語が通じます。ポルトガル語は自由に話せるメンバーがいます。

タガログ語、スペイン語も、話のできるメンバーに連絡がつきます。

―― どんな内容の相談が多いですか。

【ア】さまざまですが、医療関係の相談が多いですね。「病院を紹介してほしい」「医療費をどうしたらよい

か」「病院で通訳をしてほしい」といった相談です。たとえば出産した場合、せっぱつまつた状況の中で出産する外国人の場合、ベビー服を用意するのも私たちの仕事になります。

メガネを買うため視力を調べるについていったこともあります。日本語が分からぬいため外国人は私たち

ならなんでもないようなことにでも
たいへんエネルギーがいるのです。

医療関係の相談以外には、パスポートを事業主から取り上げられたとか、出入国管理局に付き添ってほし

深刻な医療・社会保険障問題 情報提供の必要性を痛感

一 労働問題はどうでしょう。

【ア】パスポートを取り上げられたといふもののその一つで、うが、賃金未払いもケースがありました。本人は留学生で、アルバイト先が賃金を支払わなかつたのですが、本人が積極的に動いて支払わせました。

労災事故では、宝塚市の下水道工事の生き埋め事故問題とビル建設工事の際、階段から転落してケガをしたケースの二件です。労災の場合は医療補償の問題がからんでくるので、もっとときつちり勉強していくかなければいけないと思っています。

一これまでの相談でどんなことを強く感じましたか?

とか、ビザ延長などで入管でこう言わされたがどうすればよいかとかいった入管法がらみの相談も多いですね。相談活動の他に、「不法残留」の裁判支援なども行っています。

【ア】これまでの相談活動に加えて、各国語の言葉で情報提供のリーフレットを作成して配付する、社会保険、医療関係の学習を行うといったことを考えていました。

一 安全センターでも労災相談に取り組みたいと思っていますので、「ご協力をお願いします。今日ははどうもりがとう」といいました。

【ア】外国人たちが言葉の壁に突き当たっているということです。それを日本人は自分たちの常識を絶対化して、たとえば外国人に分かるようにかみ砕いて説明しようとさえしない。言葉だけではなく

日本人の無理解

に囲まれて外国人

人は生活しているのです。私たちのような組織は、なくてすめばそれにこしたことはない。彼らが気軽に相談できる近所、職

場の人があるのが一番なのです。

一今後はどんな活動を行っていく予定ですか?



「**労災入管法**」
この以前からの実在者は、居とも、罰則なし!
法律の文章は難しい。改訂「入管法」の付則11を読んで、正直そう思いました。一度、僕などだけでは、一体、何が言いたいのか大人には見当がつかないのです。解説を読んで「なるほど」と納得した次第です。
「新法第73条の第1項の罪については、同各号の1に該当する者の当該行為がこの法律の施行の際、本邦に在留しその施行後ひきつづき本邦に在留する外国人に係るものであるときは、これを罰しない。(付則11)」
これは、就労資格を持たない外国人を

（付則11）

フィリピン人女性研修生の

労組結成②

労働者保護はばむ

入管行政

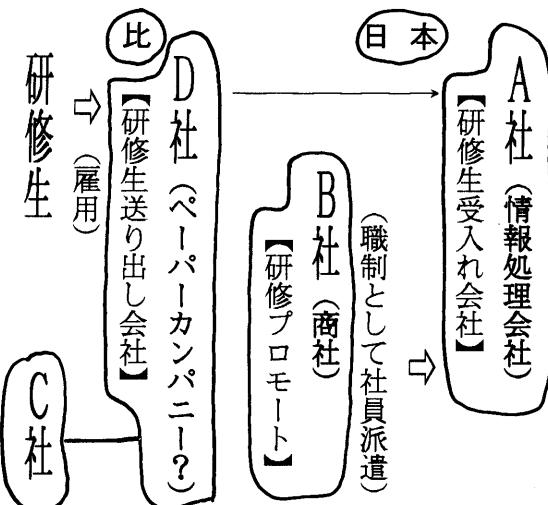
ユニオンひごろ

ユニオンひごろに加入し、分会を
結成したフィリピン人研修生たちと
十月二九日に会社に要求書を提出し
た。

団交拒不

一方、それに前後するが、組合公
然化の二日前の十月二七日に、マニ
ラでの研修生送り出し会社（ペーパ
ーカンパニーといわれる）を実質的
に動かしている企業（仮にC社とし
よう）の責任者が大阪にやってき
た。その男は組合結成を察知したの
だろうか、研修生を集めて「条件改
善など要求するな」「国へ送り返す
ぞ」「教会へも行かなくていい、仏
教徒に改宗（？）しろ」などと脅し

る
要求提出後、組合事務所で当該分
会員たち、ひごろ執行部、そして弁
護士・神父・通訳・外国人労働者支
援団体などで「拡大分会会議」を開
き、団交拒否、入管との対応などを
想定した今後の対策を立てた。（以
後、フィリピン研修生組合の方針は
この会議で決められる）
その後、二、三日おきに会社に回
答を促していたところ、十一月八日



に（直接研修生を管理する）B社の名前で、団交拒否の文書回答を郵送してきた。理由は、「フィリピン人研修生の雇用者ではなく、団体交渉の当事者としての適格性に欠ける」としていた。つまり会社の論理は、そもそも研修生たちはマニラのD社（ビザ上の送り出し会社）の社員であり、我々はその研修を受け入れているだけだ、というものだった。

そう、外国人労働者の研修生制度の建前はそうだ。しかしこの研修生制度が、企業の人手不足解消のための単純労働力受入れの抜け穴になつていて、見逃すわけにはいかない。そもそも研修生の彼女たちは、D社で働いたこともなく、また研修終了後に雇用されるのかも定かではない。

組合やめて

通り、団交設定日時の十一月十日の午後五時より抗議申入れを行つた。当初、A社、B社とも文書の受け取りを拒否し、組合の職制追及で一時フロアーは騒然たる雰囲気となつた。

一方、研修生たちの職場は就業時間中だったのだが仕事が手につかない状態で、抗議の様子をうかがつたり、あちこちでたむろしたりしてた。

結局、現場の職制がそれぞれ抗議文を受け取つたが、ここで組合側は思わず打撃を受けることになる。非

団交はじまる

この報告は同じ日の釜ヶ崎での反天皇集会会場へ伝えられ、急きょ支援のメンバーと会社へ申入れにむかった。この回覧自体は会社の組合切り崩しではなかつたようだが、職場では分会員と反組合研修生とで激しい口論になつていた。

組合側ではこのような職場状況から考えて、A社、B社の東京本社への申入れ行動を企画していた。が、その矢先の十一月十四日、B社から団交を受けたいと電話連絡があつた。組合の抗議行動と、研修生内部のつれきに会社も消耗したのだろうか。ともかく十一月十七日に団交することになつた。

天皇「即位の礼」だったが、研修生

会社側の団交拒否に組合側は予定

ちなみにこの団交は、研修生を直接管理するB社との交渉で、研修場所を提供しているA社は「研修生のことはB社が担当している」と交渉を拒否したままだった。情報処理会社のA社は、ビザ上の研修受入れ会社のA社は、ビザ上の研修受入れ会

社であり、研修生の仕事と勤務場所（コンピュータも）を提供している。しかし、手当の支給や業務時間の管理は商社Bの社員が行っている。組合としてはB社との交渉の中で情勢を開する、という判断からB社に打開する、という判断からB社に

要求の解決を求めることになった。
かくして十一月十七日、組合要求事項であるバスポート返却・研修手当増額・残業手当の正當な支給・労災・帰国後の雇用などについての第一次団体交渉が行われた。（つづく）



今度こそ 働くよーに

ユニオンひろ 黒杭正夫

ユニオンひろの組合員の黒杭さんにインタビューをお願いしました。現在黒杭さんは松浦診療所で治療を続けながら、職場復帰にむけて四月から部分就労を始めています。被災労働者にとって、職場復帰は認定とならぶ重要な問題。痛みと闘いながら復帰にむけてがんばる黒杭さんに、その思いを語ってもらいました。

—被災したのはいつでした？

【黒杭】八九年一月三〇日です。私はタンクローリーの運転手で、タンクの上に登ってタンクを洗浄中に転落して、その時腰を打ったんです。H

【黒杭】咳をしても痛いくらいだったし、これから寒くなる季節だったので、とても不安でした。ただ、先生「症状固定だ」と言うし、働きに出たわけです。

—それでは、仕事を続けることは難しかつたでしょうね。

病院に二ヶ月間入院して、治療を続けていたんですが、同じ年の十一月に先生の方から「症状固定」ということで、治療が打ち切りになりました。乗ってくれると聞いていた「いのくら住吉」に相談すると、ユニオンひ

ごろを紹介してもらいましたで、ひどく加入させてもらいました。

—それで「再発」の手続きを取るようになつたんですね。

【黒杭】はい。「再発」で休業するようになれば、解雇制限に引っかかる

て解雇できなくなるということだつたので申請しました。

—治療の方はどうですか。

【黒杭】松浦診療所の田嶋先生に初め



—治療の方はどうですか。
【黒杭】実際行ってみると、腰の痛みもまた出てきました。長時間タンクローリーを運転していると、クラッチやアクセルを踏む足がだるくなったり、腰の痛だるくなつてどうしようもなくなる時があります。そんな時は運転席の後ろで調子がよくなりまで横になるのです。

て診てもらつた時「治る」と言つてもらって、それを励みに治療を続けてきました。今年になつて腰の方もしつかりしてきて、先生も「少々痛くても慣らしに働きに行け」と言うので四月から週のうち二日仕事に出るようになりました。でも、H病院の時のように補償を打ち切つて職場に出るというのと違うので精神的には楽です。

—一体の調子はどうですか。

【黒杭】実際行ってみると、腰の痛みもまた出てきました。長時間タンクローリーを運転していると、クラッチやアクセルを踏む足がだるくなつたり、腰の痛だるくなつてどう

しようもなくなる時があります。そんな時は運転した。

【黒杭】よろしくお願ひします。
—今日はどうもありがとうございま

特に坂道などは、途中で止まれないので、坂を越すまではと必死でアクセルを踏み続けるんです。ところが峠を越すと道路脇にトラックがずらっと並んでいたりするとがっかりします。

—たいへんですね。

【黒杭】そうですね。まだ、完全に仕事にでるだけの自信はないので、しばらくは部分就労を続けて、体を慣らしたいきたいと思つています。正直言つて、イライラすることもあります。いつまでも休むわけにはいかないし、長年働き慣れた仕事をやるのが一番ですしね。

—本当にそうですね。安全センターも黒杭さんの職場復帰の後押しはさしてもらいます。

前線から

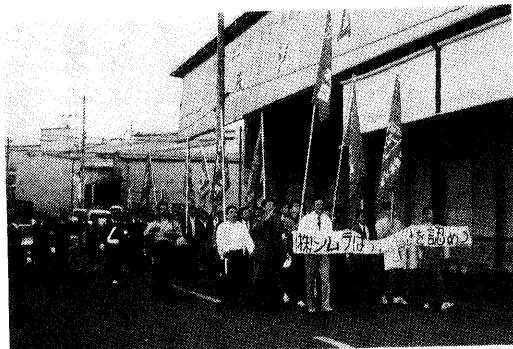
会社抗議デモに150名

— 地労委も大詰めに —

東 南

仲川君解雇撤回斗争

安全センターは、労災で解雇されたユニオンとうなんの組合員仲川君の解雇撤回闘争を闘っている。五月十日、総評東南地域センター主催で、解雇した株シムラへの抗議デモが行われた。



5・10シムラ前抗議デモ

早々にシャッターを閉めていたが、赤旗を先頭に一五〇名の労働者が社前でシユプレヒコールを上げ、

八回目の地労委の審問が行われた。今回はかつての総務課長石田の主尋問、反対尋問だった。石田証言は、光島課長らの従来の証言と大き

生野区南巽のねり歩く様は地域住民の関心を呼んでいた。

五月十四日、

い食い違いを見せた。光島は、仲川君の解雇は社長が切り出したと証言していたが、実際には光島が言い出しだのであって、社長は最初知らなかつたことが明らかになつた。審問を経るに従いシムラ側の主張は揺らいできており、地労委でも会社側を追い詰めていきたい。

松浦診療所で じん肺患者の会 結成へ！

南 大阪

松浦診療所で

大阪市港区の松浦診療所に通院、療養中のじん肺被災者を中心とした「じん肺患者の会」の結成準備が進

六時すぎ近くの公園に集まつた参加者は、簡単に集会を行つたのち出発。残念ながら警察から会社に事前通告があつたため、会社は

んでいる。

現在、松浦診療所では、大阪市近郊に在住するじん肺被災者の数が増えている。

こうした被災者の、労災補償請求や療養生活上の諸問題については、これまで安

全センターが個々の被災者に対応する形で解決してきた。そのほとんどが療養の必要がでる時には、粉じん

作業に従事する職場とは関係がなくなっているという状況で、問題解決はほぼ当人の努力如何にかかるといふのが現状である。

結成をめざす「じん肺患者の会」は、こうしたじん肺患者特有の諸問題を被災者同士の協力で解決し、交流するための活動を行う予定である。

結成総会は、六月十五日午後二時より大阪市港区民センターで行われ、堺市立病院の大成医師が記念講演を行うことになっている。

港湾被災者打ち切り問題

現行障害等級表に

批判の嵐

阪神医生協と検討会

四月二三日と五月二一日に、阪神医療生協において障害等級問題について、検討会が行われた。

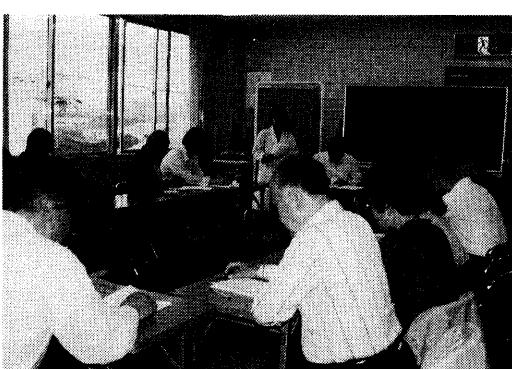
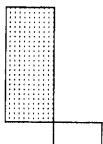
八七年から神戸診療所に通院する港湾被災者に対して二次にわたって打ち切り攻撃が行われている。主治医の田島医師らは、不当な打切りを阻止し、障害の程度を正しく評価した等級決定をするよう管轄の神戸東監督署、兵庫基準局との話し合いを重ねてきた。今回

の二回の検討会は、交渉の

経過を踏まえ、現行の障害

を踏まえ、多様な神経障

害を仔細に評価した等級決定を求めていく取り組みに積極的に協力していくたい。



港湾の安全パトロール

死亡災害で
決意新た



南大阪

全港湾大阪支部安衛委

全港湾大阪支部の安全衛生委員会は、五月十五日から十七日にかけて全職場を対象とした安全パトロールを実施した。

このパトロールは毎年実施しているもので、安全衛生委員が五班編成で同支部の全職場をチェックリストを元に点検する。特に改善の必要な職場については、委員会として改善勧告を行う措置をとることにしている。

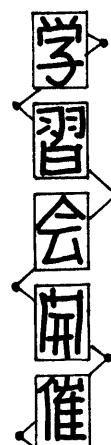
この四月に同支部のある分会で、船内での荷役作業

中に荷である材木が倒れ、下敷きになり二一才の労働者が死亡するという災害が発生しており、パトロール前の安全衛生委員会でも災

害発生原因について討論を行った。港湾荷役作業の職場は、設備上、作業条件上の欠点が直接死亡災害に結びつく可能性もあり、安全対策の徹底がより強く望まれる。

今回のパトロール結果については、六月中旬に実施される委員会総括会議において報告され、検討されることになっている。

大阪中央



大阪労金労組

交通事故と労災保険

六月九日、大阪労金労組は、交通事故と労災保険の関係についての学習会を開催した。

同労組では最近組合員が交通事故にあり、加害者の

自動車保険による治療を受けていたが、外回りの業務中に起こった事故でもあるため、結局労災保険給付の請求も行うことになった。しかし、事故発生時に金庫側も労組側も対処の仕方が判らず、被災した本人が様々な手続きをするハメになってしまった。



こうしたケースはけつして稀なこととも言えず、今後の充分な対策をとるため今回の学習会の開催に到つたものである。講師はセンターが務めた。

同労組に限らず、こうした場合には、意外に適切な対処を取り得ていない職場が多いことから、センターでは交通事故と労災保険の関係について判りやすく解説したパンフレットを七月に発行する予定である。

五月九日金属機械枚岡ブルックの安全パトロールが行われた。今回のパトロールは、桜特殊鋼、伊藤工機、兵田計器各支部の事業所。桜特殊鋼では、パトロール中参加者が配電コードの三角のカバーにつまずくところがあり、会社側もさっそく改善することを約束した。石灰粉じんが発じんする場所もあつたが、前回にくらべて整理されていた。

伊藤工機では、安全に関するポスターが掲示されていない点も指摘され、会社

|| 安全パトロール実施 || 枚岡（職場改善） 着実に進む

の取り組む姿勢を示す意味でも掲示すべきであるとの指摘がされた。兵田計器は列車の計器製造という性質上、清潔に保たれているが階段などの整備やより快適な労働環境という点から椅子や溶接台の改善といった点が指摘された。

全体的に言って、安全パトロールの蓄積によって職場改善は着実に進んでおり今後も定期的なパトロール活動を通じて、いっそうの改善が期待される。

安全、衛生、作業条件 トレーニング・マニュアル

国際労働機関(ILO)スウェーデン合同産業安全審議会 編著 小木和孝 天明佳臣 監訳
A4版2色刷 本編104頁 付録(別冊) チェックリスト12頁 トレーニングリーダーのための手引12頁
発行 労働科学研究所出版部 定価1950円 安全センターで取り扱います。



胸部レントゲン撮影を考える

統そ のワ――放射線被曝と労働研究グループ

集団検診による発ガンリスク／

前回までに、放射線被曝による発ガンリスクについて述べてきました。研究者や機関によってリスクの見積りに大きな差があることも理解していただけたと思います。そこで今日は、放射線による発ガンリスクを最も低く見積っているICRPの評価に基づいて話を進めていきます。

若くなるほど高い

発ガンのリスク（危険度）

リスクの見積りがされています。単位は一〇〇万分の一というもので、一〇〇万人レムあたりの死亡者数と一〇〇万人レムあたり一〇〇人です

から、この表でみれば、白血病とガンの合計がそれに相当することになります。男で三〇～三四才、女で三五～三九才がちょうど平均となります。年齢が若くなるほど発ガンリスクが高くなることが分かります。

放射線の発ガンリスクは

高くなるばかり

前回も述べたように研究者によつ

て発ガンリスクの見積りは差があります。最近の研究では厳しくなる一方で、ICRPでも今年の新勧告では三倍高く見積るようになりました。

診療放射線データブック（日本放射線技師会編）によれば、『表1』のように性別年齢別に放射線による白血病、ガン、遺伝的障害に分けて

それを考えれば放射線被曝による発ガンリスクの方が結核による死亡率より高くなるのは当然だと思います。

最後に結論としては、『結核検診という立場でのレントゲン間接撮影は被曝線量も多く、その放射線被曝による発ガンリスクの方が高く、極力やめるべきである。特に若年令の者への被曝は許されるべきでない』と、筆者は考えています。

蛇足ですが、医療機械の技術革新によって、一回当たりの被曝線量が減ってきています。どうしてもレントゲン撮影を受けなければいけないのなら、できるかぎり新しい機械で受けようとするのもひとつ的方法です。

また、現在医療用のレントゲン枚数は国民一人あたり年間約四枚といわれています。無用な放射線被曝を強制されている現状を真剣に改めねばならないと考えています。

〈表1〉 性別、年令別のリスク ($\times 10^{-6}$)

	R F	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70
男	白血病	20	20	20	20	20	20	19	19	19	18	17	16	14	11	6
	がん	145	135	132	126	119	107	94	78	65	49	38	26	15	7	3 0.6
	遺伝	100	100	100	100	100	97	72	34	9.2	1.9	0.5	0.2	0.1		
	合計	265	255	252	246	237	224	186	121	93	70	57	43	31	21	14 7
女	白血病	20	20	20	20	20	20	20	20	19	19	19	18	17	16	14 11
	がん	155	146	144	141	135	127	114	101	84	70	53	40	28	16	8 2
	遺伝	100	100	100	100	100	92	48	12	0.7	0.3					
	合計	275	266	264	261	255	239	182	133	104	89	72	58	45	32	22 13

こころの病気の はなし

小川正明・渡辺哲雄

(小川・渡辺診療所)

B5版 31頁 頒価400円(送料込み)



針灸治療はなぜ一年だけ? ⑬



「頸肩腕障害で労災認定を受け、最近やっと職場にもどり通院治療ですむようになりました。労災保険で針灸治療をうけていますが、このまえ病院の窓口で『針灸治療は一年しか保険適用がないので、来月から針灸は実費になります』と言われました。どうしてですか。」

行政通達で「一年」に制限

(a) 西洋治療と併用の場合（併施）

針灸治療開始から一年間だけ。但し、その後西洋治療は継続される。

(b) 針灸単独の場合（単施）

針灸治療開始から一年間だけ。ただし、その後は「症状固定」とされ労災保険は打ち切り。

※(a)と(b)の期間については別箇のものとして扱われる。つまり、(a)の後(b)の扱いを受けることは可能なのです。

このほか、労災保険が打ち切られた後、労働福祉事業の枠の中で、

「アフターケア」として最長二年間月

五回針灸を受けることができるようになっています。

不当な治療制限の早期撤廃を

針灸治療は効果のある治療法であることは一般的に認められていることです。ですから、期間を制限するなど差別的取扱をすることは極めて不当といえます。患者は通達によって必要かつ十分な治療を受ける権利を侵害されているのです。
三七五通達が出されるとき強い反対運動があり(a)の取扱もその過程で入ったもので、はじめ労働省は健康保険並みに「単施のみ半年」を考えていたのです。(健康保険での扱いは労災保険より厳しくこれは大きな問題です。) 現在、本誌でも紹介してきたように通達撤回をもとめる裁判も進行中です。

【労災保険による針灸治療の受け方について】
については本誌二月号参照

四月の新聞記事から

四・一

チエルノブイリ事故調査最終報告で同原発が設計ミスで欠陥炉であったことを明確に指摘。

四・三

東京世田谷区の清掃工場でゴミ収集車が穴に転落、運転の女性重傷。

四・五

高槻市の工事現場で作業用足場が倒れ、通行人二名重軽傷。

岐阜県中津川市の文具店倉庫でアルバイト高校生がリフトにはざまれ死亡。

四・六

熊本で訓練中の陸上自衛隊員が穴に落ち水死。伯労基署長が福岡高裁に控訴。

四・十一

大分じん肺肺ガン訴訟で敗訴した労働省・佐伯労基署長が福岡高裁に控訴。

造船作業（三菱重工神戸造船所）での難聴に

対し、最高裁も企業責任認める。

四・十二

チエルノブイリ被害者救済補償法案をソ連最高会議が採択。

四・十七

大阪市中央区で作業中のクレーン車が転倒、隣のビルを直撃。東京・首都高速でアスベスト二十五キロ入り十袋が落下、周囲約五〇〇㍍に飛散。

四・二八

大阪市西区の立体駐車場で従業員がリフトの下敷きになり死亡。

四・二〇

大阪市住之江区で廃車解体中に出火一名火傷。

生コンミキサー車への過積載を拒否したため射能被曝のため今後七〇年間に全世界で四万人がガンで死ぬ可能性があると警告。

主張を認め、解雇無効を決定。

四・二一

広島橋げた落下事故の被害者の会結成。

四・二二

関西の市民グループが原発撤退株主総会議案を関西電力本店に提出。

四・二四

公務災害の後遺症により家庭内で転倒し、下半身不随になつた事故が公務外とされ裁判にて逆転勝訴。

四・二五

大阪市中央区の料理店でガス爆発、従業員二名火傷。

奈良名阪国道で大型トレーラー転落、運転手死亡。五〇分後、事故処理中の警官がダンプにはねられ一ヶ月の重傷。

四・二六

参議院社労委で育児休業法案可決。

四・二七

滋賀県でトラック同士が衝突、運転手一名死亡、一名重体。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

5月号(通巻196号)
91年5月10日発行

関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヵ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 普通1340284

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

3,3本の時代屋

*コミック(まんが)

大阪市此花区伝法5-2-39-2F ☎(06)465-5441

不要になった
本がありました
ら下さい。
とりに行きました
→紙箱まで

止むを得ぬ労働者センター

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL 06 (551) 6854 FAX 06 (554) 5672

(毎月一回10日発行)